

広島県告示第三百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項の規定によつて、次の者を仮認定特定非営利活動法人として仮認定した。

平成二十六年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	特定非営利活動法人尾道こころネットよつば会
代表者の氏名	谷口憲秋
主たる事務所の所在地	広島県尾道市栗原東二丁目一七番八六号
その他の事務所の所在地	なし
定款に記載された目的	この法人は、障がい者（精神障がい者）が住み慣れた地域の中で日常生活を続けていけるよう、生活支援や社会参加への援助を行う事業を通して、地域で共に支え合う人間関係を築き、安心して暮らせる地域づくりを社会資源の開発を通して行い、地域福祉の充実と向上に寄与することを目的とする。
当該仮認定の有効期間	平成二六年三月二十七日から平成二九年三月二十六日まで